

番 号 : 130699  
国 名 : ジンバブエ  
担当部署 : 南アフリカ事務所  
案件名 : 母子栄養管理強化

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 母子栄養管理強化
- (2) 格 付 : 3 ~ 4号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2013年9月上旬から2014年3月下旬まで
  - (2) 業務M/M : 国内 0.60M/M、現地 4.30M/M、合計 4.90M/M
  - (3) 業務日数 : 準備期間 5日 第1次現地派遣 69日 国内作業 2日 第2次現地派遣 60日 整理期間 5日
- 本業務においては2回の渡航により業務を実施することを想定しています。現地業務日程については「10. 特記事項 (1)」をご参照の上、プロポーザルで提案してください。

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 正1部、写4部
- (2) 見積書提出部数 : 正1部、写1部
- (3) 提出期限 : 8月7日(12時まで)
- (4) 提出場所 : 調達部受付 (JICA本部1F)

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針 :
    - 1) 業務方針の的確性 6点
    - 2) 業務方法の整合性、現実性等 12点
    - 3) 当該業務実施上のバックアップ体制 2点
  - (2) 業務従事者の経験能力等 :
    - 1) 類似業務<sup>注1)</sup>の経験 40点
    - 2) 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域<sup>注2)</sup>での業務経験 8点
    - 3) 語学力<sup>注3)</sup> 16点
    - 4) その他学位、資格等 16点
- (計100点)

注1) 類似業務 : 栄養分野の研修運営・管理に係る各種業務

注2) 対象国/類似地域 : ジンバブエ/全途上国

注3) 語学の種類 : 英語

### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし
- (2) 必要予防接種 : 特になし

### 6. 業務の背景

ジンバブエでは、頻発する干ばつやコレラ流行、そしてHIV/エイズの蔓延によって、食糧・栄養の安全保障が脅かされてきた。特にこの影響は最も脆弱な存在である子ども及び女性に顕著である。加えて、2000年以降のジンバブエにおける経済状況の急激な悪化に伴う人材流出や物資不足等は、政府の取り組みへの大きな阻害要因となっており、2010年に行われた国家栄養調査(National Nutrition Survey: NNS)によると1995年から2010年にかけて慢性栄養失調(成長阻害)の有病率は22%から32%に増加している。

ジンバブエ保健・児童福祉省 (Ministry of Health and Child Welfare: MOHCW) は栄養欠乏が1-4歳児における主たる死亡原因であると考え、同省栄養サービス課は食糧・栄養に係る政策策定や住民への栄養関連サービス提供の監督に努めている。また、分野横断的な取り組みを推進するためのプラットフォームとして食糧・栄養協議会 (Food and Nutrition Council: FNC) が1998年に設立され、現在MOHCWと協働で栄養・食糧の安全保障政策を策定している。また、FNCは栄養補助食品等が現地で生産されることや、コミュニティの人々がこのような食品にアクセスできることが、ジンバブエの食糧・栄養の安全保障に不可欠だと考え、官民連携を後押ししている。

今回ジンバブエ政府の要請によってプロジェクトサイトとして挙げられたマシヨナランドセントラル州は気候に恵まれ、ジンバブエにおける食糧庫の1つとして認識されている。しかし、特にモザウェ (Mozawe) 郡では慢性栄養失調の有病率は35%を超えており、同州で暮らす人々の食糧・栄養状況は劣悪なものとなっている (NNS, 2010)。この要因としては、生後6カ月間の完全母乳育児が低いこと、また6か月齢から23か月齢の間に適切な乳児補完食の実践が行われていないことが指摘されている (Zimbabwe National Nutrition Survey -2010)。そのため、ジンバブエ政府は、栄養、保健、農業、社会保障、教育、地方自治等の分野横断的な取り組みを推進するため、マシヨナランドセントラル州に食糧・栄養委員会の設立を計画して、対策に取り組んでいる。このような背景の下、ジンバブエ政府から我が国に対して、マシヨナランドセントラル州における母子栄養管理強化を目的とした専門家派遣が要請された。

本専門家の全体の協力期間は2年間であり、マシヨナランドセントラル州保健局及びジンバブエ保健・児童福祉省をカウンターパート (C/P) 機関とし、マシヨナランドセントラル州における栄養関連サービスの向上、6か月齢までの完全母乳育児の割合や6か月齢から23か月齢の間に適切な乳児補完食が実践される割合の増加を目的としている。活動内容はコミュニティにおける乳幼児の栄養 (Community Infant and Young Child Feeding: CIYCF) に係る研修管理能力強化、栄養関連サービスと他の保健サービス (リプロダクティブヘルスや総合的小児疾患管理 (Integrated Management Childhood Illness: IMCI)、HIV母子感染予防対策等) との統合促進、CIYCFの推進に寄与するような栄養補助食品等の現地生産や流通について官民連携の検討を行うことである。

## 7. 業務の内容

本コンサルタントは、全体の協力期間のうち、CIYCFに係る研修の実施を通じてC/P機関の研修管理能力強化を図る。加えて、今後本事業で栄養関連サービスと他の保健サービスとの統合促進及び官民連携の検討を行うため、関連情報の収集・分析を行う。なお、本コンサルタントは、本事業による活動成果が他の開発パートナーによる支援にも反映され、より多くのインパクトを生むよう、開発パートナー等の積極的な情報共有を行う。

### (1) 国内準備期間 (2013年9月中旬)

- 1) 既存の事業関連資料 (ジンバブエにおける栄養に係る政策文書、開発パートナーの報告書等) を確認し、本件業務に係る項目の抽出・分類等の整理を行う。
- 2) JICA南アフリカ事務所及びJICAジンバブエ支所と調整の上で、現地における業務内容を整理する。
- 3) 資料を分析し、課題を整理した上で、現地業務工程表を含む全体ワーク・プラン (和文・英文) を作成し、JICA人間開発部へ提出、説明する。

### (2) 第1次現地派遣期間 (2013年9月下旬～2013年11月下旬)

- 1) 現地業務開始時にJICA南アフリカ事務所及びJICAジンバブエ支所、C/P機関に全体ワーク・プランを提出・説明し、業務計画の確認を行う。また、現地派遣期間中も必要に応じてワーク・プランの修正・説明を行う。
- 2) マシヨナランドセントラル州の1郡をパイロットとして、以下のプロセスにより保健関係者 (看護師やVillage Health Workers等) を対象に、CIYCFに係る研修実施 (対象人数は延べ80名、研修期間は延べ5日間を想定) を支援する。
  - ① CIYCFについて、マシヨナランドセントラル州やジンバブエ国内の他州で用いられている評価手法や研修内容/手法等の情報を収集する。

- ②上記①で収集した情報を分析・参照して、事前・事後評価方法及び研修内容の検討、講師等の利用可能なリソース等の確認を通じて、研修のデザインを行う。
  - ③事前評価(コミュニティにおける6か月齢までの完全母乳育児の割合や6か月齢から23か月齢の間に適切な乳児補完食が実践される割合等を想定)及び研修を実施する。
  - 3) 現在使用されている栄養関連サービス及び他の保健サービスに係るシステムやツール(例: 情報・教育・伝達(Information, Education and Communication: IEC)教材やモニタリングツール等)の収集・分析を行い、栄養関連サービスと他の保健サービス(リプロダクティブヘルスやIMCI、HIV母子感染予防対策等)を統合する上での課題分析を行う。
  - 4) マシヨナランドセントラル州にて設立が計画されている食糧・栄養委員会の会合に参加して、本事業の進捗状況や活動成果の情報共有を行う。
  - 5) JICA南アフリカ事務所及びJICAジンバブエ支所が栄養や保健に係わる民間企業から上記2)のCIYCFに係る研修への講師派遣(本コンサルタントに加えて、短期間の派遣を検討中)や民間連携ボランティア派遣(JICAが行うボランティア派遣制度)等を企画するため、栄養分野の研修運営・管理専門家として現地のニーズや求められる人材像について助言を行う。また、派遣の際には、C/P機関との連絡・調整についてJICA南アフリカ事務所及びJICAジンバブエ支所の支援を行う。
  - 6) 第1次派遣現地業務結果報告書(英文)を作成し、JICA南アフリカ事務所及びJICAジンバブエ支所、C/Pに提出し、報告する。
- (3) 国内作業期間 (2013年12月中旬)
- 1) JICA人間開発部に現地業務結果報告書(英文)を提出し、報告する。
  - 2) JICA南アフリカ事務所及びJICAジンバブエ支所と調整の上で、現地における業務内容を整理する。
  - 3) 現地業務工程表を含む第2次現地派遣ワーク・プラン(和文・英文)を作成し、JICA人間開発部に提出し、説明する。
- (4) 第2次現地派遣期間 (2014年1月上旬～2014年3月上旬)
- 1) 現地業務開始時にJICA南アフリカ事務所及びJICAジンバブエ支所、C/P機関及びに提出・説明し、業務計画の確認を行う。また、現地業務中にも必要に応じて同ワーク・プランの修正・説明を行う。
  - 2) 第1次現地派遣期間で実施したCIYCFに係る研修の事後評価を行う。
  - 3) 栄養関連サービス及び他の保健サービスに係るシステムやツール(例: 情報・教育・伝達(Information, Education and Communication: IEC)教材やモニタリングツール等)の収集・分析を行い、栄養関連サービスと他の保健サービス(リプロダクティブヘルスやIMCI、HIV母子感染予防対策等)を統合する上での課題分析を第1次派遣から引き続いて行う。
  - 4) マシヨナランドセントラル州にて設立が計画されている食糧・栄養委員会の会合に参加して、本事業による活動成果の情報共有を第1次現地派遣から引き続いて行う。
  - 5) 栄養補助食品等の現地生産や流通に係る民間連携の促進を踏まえ、ジンバブエやマシヨナランドセントラル州の医療機関やコミュニティで用いられている栄養関連製品やこれら製品の提供元等(例えば、「開発パートナーから医療機関や地域住民へ供与されたもの」や「地域住民が自身にて購入したもの」等)について情報収集を行う。
  - 6) 南アフリカ事務所やジンバブエ支所が企画する、栄養や保健に係わる民間連携ボランティア派遣等に対して、栄養分野の研修運営・管理専門家として現地のニーズや求められる人材像について助言を行う。
  - 7) 第2次現地業務結果報告書(英文)を作成し、JICA南アフリカ事務所及びJICAジンバブエ支所、C/Pに提出し、報告する。
- (4) 帰国後整理期間 (2014年3月中旬)
- 1) 専門家業務完了報告書(和文)を作成し、JICA人間開発部に提出し、報告する。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（４）専門家業務完了報告書とする。

- (1) ワーク・プラン(全体及び第2次現地派遣)
  - 英文4部(JICA南アフリカ事務所、JICAジンバブエ支所、JICA人間開発部、C/P機関)
  - 和文3部(JICA南アフリカ事務所、JICAジンバブエ支所、JICA人間開発部)現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)などを記載。
- (2) 現地業務結果報告書(第1次及び第2次現地派遣)
  - 英文4部(JICA南アフリカ事務所、JICAジンバブエ支所、JICA人間開発部、C/P機関)記載項目は以下のとおり。
  - 1) 業務の具体的内容
  - 2) 業務の達成状況
- (3) 専門家業務完了報告書
  - 和文3部(JICA南アフリカ事務所、JICAジンバブエ支所、JICA人間開発部)記載項目は以下のとおり。
  - 1) 業務の具体的内容
  - 2) 業務の達成状況
  - 3) 業務実施上遭遇した課題とその対処
  - 4) 業務実施上での残された課題
  - 5) その他体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成の手引き」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。

留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等  
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含む(見積書に計上すること)。  
航空経路：各現地派遣時には往路・復路ともJICA南アフリカ事務所に立ち寄り、ワーク・プラン及び現地業務結果報告書の提出・説明を行うこと。
- (2) 臨時会計役  
以下に記載の一般業務費については、JICA南アフリカ事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です(当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です)。
  - ・車両関係費
  - ・通信運搬費(インターネット通信や業務用携帯電話通信等)
  - ・旅費・交通費(研修講師及び参加者の交通費や日当・宿泊費等)
  - ・その他臨時会計役とは、会計役としての職務(例：現地業務費の受取り、支出、精算)を必要な期間(例：現地出張期間)に限りJICAから委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

## 10. 特記事項

- (1) 業務日程
  - 1) 現地業務日程  
第1次現地派遣期間は2013年9月22日～11月29日、第2次現地派遣期間は2014年1月9日～3月9日を予定しているが、JICAとの合意の上である程度の日程調整は可能。ただし、旅券及び査証の手配のため、第1次現地派遣開始は2013年9月22日以降、かつ各現地派遣期間は60日以上とすること。また、12月の休暇シーズン及び年末年始を避け、かつ2014年3月9日ま

でに現地派遣期間を終えること。なお、2013年7月に実施される大統領選挙によって、現地業務日程が影響を受ける可能性がある。

(2) 便宜供与内容

JICA南アフリカ事務所及びJICAジンバブエ支所による便宜供与事項は以下のとおりです。

① 空港送迎

あり

② 宿泊手配

第1次現地派遣時のみ便宜供与あり

③ 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供

④ 通訳備上

なし

⑤ 現地日程のアレンジ

第1次・第2次現地派遣開始時におけるC/P機関との協議についてのみ、スケジュールアレンジ及び同行を行う。

⑥ 執務スペースの提供

ナショナルランド州保健局内の執務スペース提供

(3) その他

1) 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます(冒頭留意事項参照)。

2) ジンバブエへの現地派遣日程及びジンバブエ国内での業務においては、JICAの安全管理措置を遵守するとともに、JICA総務部安全管理室及びJICA南アフリカ事務所、JICAジンバブエ支所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとする。

以上